

平成24年 No.28

東京学芸大学大学史資料室規程

制定理由

大学史資料室設置のため，大学史資料室規程を制定するものである。

承認経過

平成24年 4月25日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学大学史資料室規程を次のように制定する。

平成 24 年 4 月 26 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成 24 年規程第 18 号

東京学芸大学大学史資料室規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京学芸大学附属図書館規程（昭和 39 年規程第 12 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、東京学芸大学大学史資料室（以下「資料室」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 資料室は、東京学芸大学（以下「本学」という。）の歴史に関する資料の収集、整理、保存及び公開等を行う。

(業務)

第 3 条 資料室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の運営及び教育研究等に関する重要な資料の調査及び収集
- (2) 本学の歴史に関するその他の重要な資料の調査及び収集
- (3) 収集した資料の整理、保存及び公開

(室員)

第 4 条 資料室は、次に掲げる室員で組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 学長が委嘱する教員
- (3) 大学史資料室事務室長（以下「事務室長」という。）
- (4) 大学史資料室事務室員

2 前項第 2 号の室員は、室長の推薦に基づくものとする。

3 第 1 項第 2 号の室員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第 5 条 室長は、前条第 1 項第 1 号の室員をもって充てる。

2 室長は、資料室の管理運営をつかさどる。

第2章 運営委員会

(運営委員会)

第6条 資料室に、資料室の管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 資料室の運営の基本方針に関すること。
- (2) 資料室の予算に関すること。
- (3) その他資料室の管理運営に関すること。

(組織)

第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 東京学芸大学学術情報委員会規程第4条第2号の委員 2名
- (3) 第4条第1項第2号の室員 2名
- (4) 附属学校運営参事 1名
- (5) 教育研究支援部長
- (6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

(任期)

第9条 前条第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(会議)

第11条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第12条 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第3章 室員会議

(室員会議)

第13条 資料室に、資料室の管理運営に関する事項を協議するため、室員会議を置く。

(組織)

第14条 室員会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長

(2) 第4条第1項第2号の室員

(3) 事務室長

2 室員会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第4章 雑則

(事務)

第15条 委員会及び室員会議に関する事務は、関係部局の協力を得て教育研究支援部大学史資料室事務室が処理する。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(細目)

第17条 この規程及び他の規程等に定めるもののほか、委員会その他資料室に関する細目は、委員会の議を経て、室長が定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第8条第6号の委員の任期は、第9条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。